

令和8年9月11日

2026 年 9 月の大雨災害による被害を受けられたお客さまへ

2026 年 9 月の大雨災害により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

大垣西濃信用金庫（理事長 小川 章）では、当分の間、災害救助法が適用された愛知県内の地域において被害を受けられたお客さまに対し、下記のとおり便宜を図らせていただきますので、お知らせいたします。

なお、ご本人さまを確認できる資料をお持ちのお客さまは、ご持参くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 預金証書、通帳、お届け印などを紛失された場合は、預金のお支払いについて便宜を図らせていただきますので、ご相談ください。
2. 定期預金、定期積金などの期限前払出し、またはこれらを担保とする貸付についても、ご相談ください。
3. 今回の災害による障害などのため、支払期日を経過した手形の取立てについては、ご相談を承ります。
4. 災害時における手形の不渡処分については、事情を踏まえ、できる限り配慮いたします。
5. 汚れた紙幣のお引換えをいたします。
6. 国債を紛失された場合についても、ご相談を承ります。
7. 今回の災害にかかるご融資（必要資金、返済猶予など）については、本支店の融資相談窓口でご相談を承ります。

その他、詳しくは、当金庫の本支店窓口までお問い合わせください。

以上